

○ 政策目標 7-1 : 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。

また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を行います。

(参考) 政府関係金融機関等

政府関係金融機関等には、以下の機関が含まれます。

○ 財務省所管の政府系金融機関

(1) 株式会社日本政策金融公庫

国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融並びに危機対応（内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害について主務大臣による危機認定がなされた場合の「指定金融機関」（用語集参照）に対する信用供与）を行う政府関係金融機関。

(2) 株式会社国際協力銀行

重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球環境の保全を目的とする海外事業を促進し、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行う政府関係金融機関。

(3) 沖縄振興開発金融公庫

沖縄における産業の開発を促進するなど、沖縄の経済の振興と社会の開発に貢献するための資金供給を行う政府関係金融機関。

(4) 株式会社日本政策投資銀行

長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とした機関。

(5) 株式会社商工組合中央金庫

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図ることを目的とした機関。

○ 財務省所管の政府関係金融機関と類似の金融業務を行う独立行政法人

上記政府関係金融機関と類似の金融業務を行う独立行政法人については、中小企業基盤整備機構、情報通信研究機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構及び国際協力機構があります。これらの法人の業務の実績に関する評価については、財務省ウェブサイトを参照。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政7-1-1 : 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保

政7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

関連する内閣の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2024」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) ○ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) ○ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) ○ 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (令和 6 年 11 月 22 日閣議決定) ○ 「「強い経済」を実現する総合経済対策」 (令和 7 年 11 月 21 日閣議決定)
--------------------	--

政策目標 7 - 1 についての評価結果

政策目標についての評定

A 相当程度進展あり

評定の理由

物価高や人手不足の影響等により、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在する中、政府関係金融機関等による円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保しました。また、政府関係金融機関等の財務の健全性や適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いました。適切な監督を引き続き行う必要があります。

施策 7 - 1 - 1 の評定は「s 目標達成」、施策 7 - 1 - 2 の評定は「a 相当程度進展あり」であるため、政策目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。

政策の分析

(必要性・有効性・効率性等)

政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されている必要があります。

財務省が民業補完の観点から政府関係金融機関等の不断の業務の見直しを行うとともに、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を実施し、その結果を踏まえて各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めることにより、物価高への対応や災害対応等において中小企業者等への円滑な資金供給等を実施するなどの必要なニーズに対して適切に対応しています。

また、政府関係金融機関等の財務の健全性や適切な業務運営を確保するため、融資業務や調達等についても、各機関から受けた報告等の情報も活用しつつ、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が適切に機能しているかを検証する等の対応を行い、政策の効率的な実施に努めています。

(令和 7 年度行政事業レビューとの関係)

- ・ 国民一般向け業務 (日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金) (予算事業 I D : 001413)

「行政事業レビュー推進チームの所見」: 事業内容の一部改善

事業主体である日本政策金融公庫における融資事業の効果検証方法を把握するとともに、事業主管官庁としての政策効果の測定について引き続き分析・検討を行うよう努める。

「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」: 執行等改善

外的要因の影響を受けるため、本事業に係る定量的な成果指標を設定することは困難であ

るが、各種貸付制度が事業者実際にどのように利用されているかを確認することは重要であることから、主務省として、今後も引き続き、事業主体である日本政策金融公庫における取組を適時適切に把握する。

令和 8 年度概算要求についても、過年度までと同様に、融資実績・顧客の利便性・政府方針などを踏まえ、適切に対応した。

- ・ 中小企業信用保険事業（日本政策金融公庫出資金）（予算事業 I D : 001409）

「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善

市場における信用保証のニーズをモニタリングしつつ、事業の適正規模を図りながら中小企業等の資金調達の円滑化を図るとともに、事業主管官庁として本事業の執行機関の実施状況を監督するなど、制度全体としての効果測定について引き続き分析・検討を行うよう努める。

「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善

引き続き信用保険・信用保証制度の利用実績等の詳細な実施状況を把握しつつ、その効果の測定・分析に努める。

令和 8 年度概算要求において、上記の取組を踏まえ、経済状況や過去の実績に照らして将来の利用状況を予測し、適切な事業規模（令和 8 年度の保険引受見込額）等を検討した。

- ・ 危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金）（予算事業 I D : 001410）

「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善

運営体制が危機発生時に円滑に対応可能なものであるか、継続的にモニタリングを実施し、必要に応じて実施プロセスの改善に努める。

「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善

政策目標の円滑な達成に向け、適切に運営されているか、継続したモニタリングを行うこととする。また、金融秩序の混乱や大規模な災害、感染症等による被害に適切に対処するため、必要に応じて実施プロセスの見直しを行い、改善に努める。

施策 政7-1-1：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保

政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要です。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」等に基づき、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、物価高や人手不足等の影響により依然として厳しい状況にある中小企業等に対し、日本政策金融公庫等における資本金劣後ローンや、賃上げに取り組む場合の金利低減措置等を通じて資金繰り支援等を実施していきます。

取組内容

また、当該経済対策等に加え、「経済財政運営と改革の基本方針2024」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」等に基づき、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るため、また、事業承継の集中支援や創業支援等により健全な新陳代謝を促すため、日本政策金融公庫による中小企業・小規模事業者向け融資を強化するための補給金や、中小企業・小規模事業者の起業・創業及び事業承継に係る事業資金の融通を円滑化するための財務基盤の強化といった措置を引き続き講じていきます。加えて、創業や事業承継等の課題解決における地域金融機関との連携・協調について情報の収集・分析を行い、引き続き、創業や事

	<p>業承継を行う中小企業・小規模事業者への支援等に注力するとともに、「経営者保証ガイドライン」に則した政府関係金融機関の取組を通じて、民間金融機関も含めた経営者保証に依存しない融資慣行の確立を一層進めていきます。</p> <p>日本政策投資銀行の特定投資業務（地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進するため、成長資金を時限的・集中的に供給する仕組み）について、令和2年度から「グリーン投資促進」を重点分野として、グリーン社会実現に向けた取組を支援するとともに、令和4年度から、スタートアップの創出・育成やオープンイノベーションの取組といった「スタートアップ・イノベーション」分野も重点的に支援しています。また、令和5年度から「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」を重点分野として、重要物資等の供給力強化や物流インフラの強靱化・高度化等の取組を支援しています。令和6年12月に公表した「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会とりまとめ」も踏まえ、今後もより一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を図っていきます。</p> <p>そのほか、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等も踏まえ、東日本大震災からの復興に貢献するよう、日本政策金融公庫において、特別貸付や、避難指示・解除区域における創業に係る融資の貸付利率の引下げ等を通じ、引き続き被災企業の資金繰りを支援していきます。また、令和6年能登半島地震については、日本政策金融公庫等による「令和6年能登半島地震特別貸付」の創設や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証する「セーフティネット保証4号」等を災害救助法の適用を受けた市町村に適用するなどの措置を講じており、被災企業の資金繰りを今後とも支援していきます。さらに、その他激甚災害等における被災企業へも、引き続き資金繰りを支援していきます。</p> <p>(参考) 株式会社国際協力銀行が行う業務については、政策目標6-2（施策6-2-2）で記載。</p>
--	---

定性的な測定指標	
[主要]政7-1-1-B-1：中小企業等への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化	
(目標の内容)	
中小企業等の資金繰り支援事業等の実施を確保します。また、経済危機や災害時等に、危機対応業務を迅速かつ適切に行えるよう、体制を確保します。	
(目標の設定の根拠)	
「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等を踏まえ、生産性向上や創業、事業承継、災害からの復興等の課題解決に取り組む中小企業等の資金繰りを支援する必要があるためです。	

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）等を受けて、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等の措置を令和6年度から引き続き実施しました。</p> <p>また、日本政策金融公庫等において、資本金劣後ローンの活用を引き続き促進しました。さらに、事業者の資金繰りに万全を期すため、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）等に基づき、米国関税措置の影響により売上高又は利益率</p>

が5%以上減少した事業者に対する「経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」の金利引下げを新たに実施するとともに、過年度より措置している、物価高等の影響を受けている事業者に対するセーフティネット貸付の金利引下げも引き続き措置しました。

上記の施策を講じた結果、令和7年度における創業企業（創業前及び創業後1年以内）への融資実績が1,681億円、「中小企業経営力強化法関連融資」による貸付の実績が473億円、「資本性劣後ローン（※）」775億円、「セーフティネット貸付」による貸付の実績が3,580億円、「創業関連特例保険」の保険引受額は2,133億円になりました。

また、令和7年度は危機対応業務の認定事案がなく、中堅・大企業向け危機対応業務を活用した長期資金貸付等の実績はありませんでしたが、今後新たに発生しうる危機事案に備え、危機対応業務を迅速かつ適切に行うための体制を確保しました。

上記実績のほか、東日本大震災や令和6年能登半島地震等からの復興のための措置に係る体制を確保しました。

具体的には東日本大震災については、影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」等を継続して実施しました。

また、令和6年能登半島地震については、「令和6年能登半島地震特別貸付」や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証する「セーフティネット保証4号」等を災害救助法の適用を受けた市町村に適用するなどの措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図りました。

上記の施策を講じた結果、令和7年度においては、「東日本大震災復興特別貸付」の実績が1億円、「東日本大震災復興緊急保証」に係る保険引受額が710億円になるとともに、「令和6年能登半島地震特別貸付」の実績が36億円、能登半島地震に対応する「セーフティネット保証4号」等に係る保険引受額が336億円になりました。

上記のとおり中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について措置を講じ、また、危機対応業務を迅速かつ適切に行うための体制を確保したため、達成度を「○」としました。

※新型コロナ対策資本性劣後ローンと通常の資本性劣後ローンの合計値。

定性的な測定指標

[主要]政7-1-1-B-2：地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給の強化

(目標の内容)

成長資金の供給業務の実施を確保します。

(目標の設定の根拠)

「株式会社日本政策投資銀行法」及び「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会とりまとめ」等を踏まえ、民間の投資分野が限定的であることや地域における成長資金が不足していることなどから、成長資金の供給促進が必要であるためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	<p>日本政策投資銀行の特定投資業務について、令和 6 年12月に公表した「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会とりまとめ」を踏まえ、令和 7 年 5 月に「株式会社日本政策投資銀行法」を改正し、同業務の投資決定期限等を延長しました。また、グリーン社会実現に向けた取組を支援する「グリーン投資促進」、スタートアップの創出・育成への取組等を支援する「スタートアップ・イノベーション」、重要物資等の供給力強化や物流インフラ等の強靱化・高度化等の取組等を支援する「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」を重点分野として、これまでも成長資金の供給を促進してきたところ、より一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を図りました。</p> <p>具体的には、特定投資業務を通じて、令和 7 年度に30件1,854億円の投融資決定（重点分野別の令和 7 年度投融資実績は、スタートアップ・イノベーション：8 件157億円、グリーン投資促進：8 件40億円、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化：5 件227億円）を行い、それに伴い民間から誘発された資金額（いわゆる呼び水効果）は 2 兆8,122億円と、引き続き、成長資金の供給を促進しました（令和 7 年度末時点の累計投融資実績：288件 1 兆 5,627億円、呼び水効果：10兆8,102億円）。また、民間だけでは対応が難しい、リスクの高い成長分野に対して積極的に資金供給を行う中、令和 7 年度末時点における累積損益は 1,245億円の黒字となりました。</p> <p>地域経済の活性化の観点では、令和 7 年度に地方創生向けに12件322億円の投融資決定を行い、それに伴い民間から誘発された資金額は4,157億円（令和 7 年度末時点の累計投融資実績：82件1,959億円）となっており、地域金融機関との間で設立した共同ファンドを通じて出資を行う中で、地域金融機関への投資ノウハウの提供・人材育成を行うなど、地域における成長資金の供給を促進しました。</p> <p>上記のとおり成長資金供給業務について令和 7 年度における特定投資業務の実績が着実に積み上がっていることから、達成度を「○」としました。</p>

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>上記のとおり、物価高や災害の影響等に対応して、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について必要な措置を講じるとともに、危機対応業務を迅速かつ適切に行うための体制を確保したこと、また、成長資金供給業務について実施を確保し、令和 7 年度における特定投資業務の実績が着実に積み上がっていることから、各測定指標に対する達成度が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移」 ○参考指標 2 「政府関係金融機関の融資実績・残高の推移」 ○参考指標 3 「政府関係金融機関の金利の推移」 ○参考指標 4 「政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）」 ○参考指標 5 「日本政策金融公庫における特別貸付制度の実績（創業・事業承継・再生支援）」 ○参考指標 6 「危機対応業務の実施状況」

政 7 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 政府関係金融機関の出融資計画額 (補正後) の推移 (単位: 億円)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	130,510	58,960	47,490	27,660	24,620
	農林水産事業	7,910	7,168	8,190	7,740	6,910
	中小企業事業	62,850	34,150	27,900	21,100	18,140
沖縄振興開発金融公庫		5,640	2,951	2,332	2,087	1,827
株式会社国際協力銀行		27,000	26,000	29,500	29,600	97,100

(出所) 政府関係機関予算書、各機関資料

(注) 単位未満四捨五入。

参考指標 2 : 政府関係金融機関の融資実績・残高の推移 (参考指標 5 「日本政策金融公庫における特別貸付制度の実績 (創業・事業承継・再生支援)」を含む。)

① 融資実績の推移 (単位: 億円)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	24,115	18,570	15,972	14,221	14,947
	農林水産事業	5,008	5,579	4,693	3,998	3,741
	中小企業事業	16,874	13,551	11,820	10,948	11,674
沖縄振興開発金融公庫		1,263	1,376	862	874	1,027
株式会社国際協力銀行		20,385	17,927	12,576	17,770	20,980

② 融資残高の推移

(単位: 億円)

		令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	126,963	121,564	112,120	104,268	98,376
	農林水産事業	35,517	36,709	36,853	36,091	35,072
	中小企業事業	84,327	83,657	78,864	76,855	75,768
沖縄振興開発金融公庫		10,428	10,667	10,197	9,827	9,641
株式会社国際協力銀行		148,344	156,739	165,071	154,963	158,173

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注) 単位未満四捨五入。

参考指標 3 : 政府関係金融機関の金利の推移

(単位 : %)

			R4. 3. 31	R5. 3. 31	R6. 3. 31	R7. 3. 31	R8. 3. 31
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	基準利率	1.82	1.95	1.95	2.60	3.10
		特利 ①～③	0.92 ～1.42	1.05 ～1.55	1.05 ～1.55	1.70 ～2.20	2.20 ～2.70
		農林水産事業 農業基盤整備	0.65	1.15	1.25	1.85	2.65
	中小企業事業	基準利率	1.07 ～1.15	1.20 ～1.40	1.30 ～1.50	1.95 ～2.15	2.40 ～2.70
		特利 ①～③	0.30 ～0.75	0.55 ～1.00	0.60 ～1.10	1.05 ～1.75	1.65 ～2.30
		沖縄振興開発金融公庫	基準利率	0.60 ～2.20	0.80 ～2.65	0.90 ～2.75	1.60 ～3.30
株式会社国際協力銀行	輸出	1.07	1.40	1.72	2.36	3.20	

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注 1) 単位未満四捨五入。

(注 2) 各機関の金利水準は一例。

参考指標 4 : 政府関係金融機関の平均貸付期間 (新規貸出し)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	9 年 8 か月	9 年 0 か月	8 年 4 か月	7 年 6 か月	7 年 2 か月
	(生活衛生分)	10 年 9 か月	10 年 0 か月	9 年 7 か月	9 年 3 か月	9 年 4 か月
	農林水産事業	13 年 1 か月	12 年 8 か月	12 年 11 か月	12 年 6 か月	12 年 6 か月
	中小企業事業	10 年 5 か月	9 年 11 か月	9 年 5 か月	9 年 3 か月	9 年 3 か月
沖縄振興開発金融公庫		13 年 11 か月	16 年 5 か月	13 年 5 か月	14 年 0 か月	13 年 11 か月
株式会社国際協力銀行		8 年 7 か月	10 年 2 か月	12 年 7 か月	10 年 2 か月	11 年 10 か月

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注 1) 単位未満四捨五入。

(注 2) 貸付金額による加重平均。

(注 3) 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業の計数は教育資金一般貸付、恩給担保貸付を除く。

参考指標 6 : 危機対応業務の実施状況 (中堅・大企業向け)

(単位 : 億円)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
貸付額 (計)		2,801	308	—	—	—
	商工組合中央金庫	255	71	—	—	—
	日本政策投資銀行	2,546	237	—	—	—
損害担保 (計)		1,999	157	—	—	—
	商工組合中央金庫	252	71	—	—	—
	日本政策投資銀行	1,747	86	—	—	—

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注 1) 単位未満切り捨て。単位未満の実績がある場合は“0”、実績がない場合は“—”で表示。

(注 2) 財政措置を同じくする貸付については重複計上しない。

(注 3) 損害担保は、貸付けに損害担保契約を付したものである。

施策	政7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保
取組内容	<p>政策金融の機能が的確に発揮され、その政策目的が実現されるためには、政府関係金融機関等において、財務の健全性及び適正な業務運営が確保されていることが重要です。</p> <p>そのため、主務大臣において、検査を的確に実施することにより、各機関の財務状況や業務運営の適切性を正確に把握し、また、業務の状況等について報告を求め、必要かつ適切な監督を行います。</p>

	<p>政府関係金融機関等に対する検査の実施に当たっては、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢等に関し、オフサイトモニタリングを活用しながら、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、財務の健全性及び透明性の確保を一層推進する観点から、民間金融機関を検査している金融庁のノウハウや専門性を活用するため、リスク管理分野に関する検査を平成15年度から金融庁に委任しています。</p> <p>また、法令等遵守態勢等及びリスク管理分野に関する検査結果を踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善を図ることとし、これらの取組に当たっては、双方向の議論により問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努め、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化を図ります。</p> <p>なお、不良債権などの開示について、政府関係金融機関等においても、リスク管理債権や「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）に基づく開示債権を公表するなど、その充実に引き続き取り組んでいきます。</p>
--	---

定性的な測定指標

[主要]政7-1-2-B-1：政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施

(目標の内容)

「検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証を行います。

(目標の設定の根拠)

株式会社日本政策金融公庫法等、各政府関係金融機関等の根拠法令に基づき、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、財務の健全性及び法令等遵守態勢等を整備・確立するなど適正な業務運営の確保を求めていく必要があるためです。

目標の達成度

○

<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>令和7年度は、2機関に対して、「令和7事務年度 検査基本方針及び基本計画」に則り、関係法令・規程等に基づき、業務の状況等について報告を求め、また、検査を的確に実施することにより、財務の健全性、政策目的に沿った適切・適正な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が確保されているかを検証しました（参考指標1参照）。</p> <p>特に、業務運営に大きな影響を与える業務管理上の態勢整備・機能に重点を置いた検証を実施し、業務運営の問題やその発生の原因等について、金融機関と議論を展開しました。</p> <p>なお、検査の実施に当たっては、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、金融機関の法令等遵守態勢等に関し、オフサイトモニタリングの情報等の充実を図りそれを活用しながら、効果的・効率的な検査を行いました。</p> <p>さらに、法令等遵守態勢等に関する検査結果を踏まえて、金融機関の業務運営体制の改善を図りました。これらの取組に当たっては、双方向の議論により問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努め、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化を図りました。</p> <p>また、上記のほか、財務状況やリスク管理状況等に関する報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施する等、財務の健全性及び適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いました。</p>

	上記のとおり、「令和 7 事務年度 検査基本方針及び基本計画」等に則った検証を実施するとともに、被検査金融機関への深度ある検証を行うことができたことから、達成度を「○」としました。
--	--

施策についての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	2 機関に対して検査を実施し認められた態勢上の弱点等について、問題点の指摘を行いました。今後もオフサイトモニタリングによる情報等の更なる充実を図り、効果的・効率的な検査に繋げていく余地があることから、測定指標に対する達成度が「○」であるものの、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「政府関係金融機関への検査実績件数」 ○参考指標 2 「政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数」 ○参考指標 3 「政府関係金融機関の延滞率の推移」

政 7 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 政府関係金融機関等への検査実績件数 (単位: 件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件数	1	1	3	2	2

参考指標 2 : 政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数 (単位: 億円)

株式会社日本政策金融公庫					
国民生活事業	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
経常収益	1,358	1,218	1,108	1,321	1,433
経常費用	2,904	1,729	2,283	3,490	3,033
経常利益	△1,545	△511	△1,175	△2,169	△1,600
特別損益	△1	△1	1	△0	△1
当期純利益	△1,546	△512	△1,174	△2,169	△1,601
農林水産事業					
経常収益	499	477	473	490	527
経常費用	499	476	472	508	495
経常利益	0	1	1	△18	31
特別損益	△0	△1	△1	△0	0
当期純利益	—	—	—	△18	31
中小企業事業					
経常収益	2,831	2,551	2,474	5,575	4,222
経常費用	11,540	5,686	3,673	3,916	4,423
経常利益	△8,709	△3,135	△1,198	1,659	△201
特別損益	△1	△1	△0	△0	0
当期純利益	△8,710	△3,136	△1,199	1,659	△201

沖縄振興開発金融公庫（行政コスト計算財務書類）					
業務収入①	△91	△84	△80	△90	△89
業務費用②	124	138	156	133	99
業務費用合計（①+②）=③	34	55	75	44	9
機会費用④	1	3	6	12	24
行政コスト（③+④）=⑤	35	58	81	55	33
株式会社国際協力銀行					
経常収益	2,837	3,099	6,572	11,240	10,232
経常費用	2,395	2,952	4,973	10,601	9,395
経常利益	442	148	1,599	638	837
特別損益	0	0	0	△9	0
当期純利益	442	148	1,599	629	837

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注1）単位未満四捨五入。

（注2）沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類は、平成13年6月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。

（注3）沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類において△（マイナス）は、国民負担が生じていない状態を表す。

参考指標3：政府関係金融機関の延滞率の推移

（単位：％）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	0.75	1.04	1.81	2.46	3.14
	農林水産事業	0.48	0.58	0.43	0.67	0.92
	中小企業事業	0.77	0.86	1.00	1.31	1.53
沖縄振興開発金融公庫		0.26	0.38	0.58	0.69	0.93
株式会社国際協力銀行		1.74	1.64	1.46	1.54	2.50

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注1）単位未満四捨五入。

（注2）延滞率＝（弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高/貸付残高×100）

評価結果の反映

政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。

また、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）等に基づき、米国関税措置の影響を受けた事業者に対して、「セーフティネット貸付」の金利引下げ等を通じ、引き続き資金繰り支援等を実施するほか、中東情勢の緊迫化に伴う事業者への影響等にも注視しつつ、適切な対応を行います。

危機対応業務については、今後新たに発生しうる危機事案に備え、引き続き危機対応業務を迅速かつ適切に実施できる体制の確保に努めます。

さらに、主務省として、関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正

	<p>な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めます。</p> <p>令和 9 年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めます。</p>
--	--

財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	<p>該当なし</p>
---	-------------

政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報	<p>政府関係金融機関の財務状況・業務運営状況：「政府関係金融機関の出資融資額（補正額）」（財務省）等</p>
---	---

前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	<p>政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行いました。</p> <p>また、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）等に基づき、物価高や人手不足等の影響により、依然厳しい状況にある中小企業等に対して、「セーフティネット貸付」の金利引下げ等を通じ、引き続き資金繰り支援等を実施したほか、令和 6 年能登半島地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、「令和 6 年能登半島地震特別貸付」等を継続しました。危機対応業務については、今後新たに発生しうる危機事案に備え、引き続き危機対応業務を円滑かつ適切に実施できる体制の確保に努めました。</p> <p>さらに、主務省として、関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。</p> <p>令和 8 年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めました。</p>
---------------------------------	---

政策目標に係る予算額等		令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	60,484,652 千円	60,343,520 千円	60,060,095 千円	60,022,546 千円	
	(項) 政策金融費	60,484,652 千円	60,343,520 千円	60,060,095 千円	60,022,546 千円	
	(事項) 政府関係金融機関の運営に必要な経費	60,405,000 千円	60,261,000 千円	59,977,000 千円	59,939,000 千円	
	国民一般向け業務	13,705,000 千円	13,661,000 千円	13,877,000 千円	15,239,000 千円	001413
	中小企業信用保険事業	46,700,000 千円	46,600,000 千円	46,100,000 千円	44,700,000 千円	001409
	(事項) 危機対応円滑化業務に必要な経費	79,652 千円	82,520 千円	83,095 千円	83,546 千円	
	危機対応円滑化業務	79,652 千円	82,520 千円	83,095 千円	83,546 千円	001410
	補正予算	5,098,696 千円	△2,731 千円	8,097,140 千円		
繰越等	20,000 千円	50,000 千円	N. A.			
合計	65,603,348 千円	60,390,789 千円	N. A.			
執行額	62,022,434 千円	57,051,009 千円	N. A.			

(概要)

株式会社日本政策金融公庫補給金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務補助金等の政府関係金融機関の運営及び危機対応円滑化業務に必要な経費

(注) 令和7年度「繰越等」、「執行額」等については、令和8年11月頃に確定するため、令和8年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施時期	令和8年6月
-------	-----------	----------	--------